一般財団法人　日本冷凍食品検査協会
http://www.jffic.or.jp
JFFICメールマガジン　2015年　第2号

お客様

いつもJFFICメールマガジンをご愛顧いただき誠にありがとうございます。
当メールマガジンは当会の各部持ち回りで執筆しております。
今号では当会「試験部」より下記項目についてご案内いたします。
（URLをクリックすると当会ウェブサイトの該当ページが開きます）

メルマガ購読ありがとうございます！！冷凍食品検査協会試験部です。
協会名に「冷凍食品」が付いていますが、冷たく堅い会社ではありません。
冷凍食品だけ試験しているわけでもありません。魚・肉・野菜・菓子、添加物やパッケージ他にもいろいろ扱っています。
お電話でもメールでも結構です。ぜひ一度お問合せください。
お問合せ先はこちらから
http://r34.smp.ne.jp/u/No/2168287/4bumdaH7ciOD_18/jffic_contact.html

---

◎◎◎　今号のミミヨリ　◎◎◎

>>>>>>>>>>>>>>

平成27年6月2日厚生労働省告示第289号により、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示370号）が
改正されました。これにより、新たに豚の食肉（内臓を含む）についての規格基準が設定されることになり、
牛レバーと同様に生食用としての提供ができなくなりました。

暑くなってきますと、”焼き肉とビール”でスタミナを付けたくなりますが、生の豚肉にはE型肝炎ウイルスや
食中毒菌、寄生虫のリスクがありますので、しっかり火を通して下さいね！

<<<<<<<<<<<<<<<

◆試験分析のお知らせ

　食品中の腸管出血性大腸菌Ｏ２６、Ｏ１０３、Ｏ１１１、Ｏ１２１、１４５及びＯ１５７検査受託可能です！
（ｍＥＣ培地増菌法　平成２６年１１月２０日付け食安監発１１２０第３号別添の方法）
　近年発生している腸管出血性大腸菌による食中毒事件は、これまでと異なる血清型によるケースも多く見られます。
　こういった背景もあり、これまでの試験法から新たに3血清型を追加した試験法に変更となりました！

◆最近公布された食品関連法規の情報

　平成27年5月19日公布　食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
　（平成27年厚生労働省令第102号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を
　改正する件（平成27年厚生労働省告示第273号）

・クエン酸三エチルが指定添加物に追加されました。

・農薬アセタミプリド、動物用医薬品アプラマイシン、農薬クレソキシムメチル、農薬クロチアニジン、農薬クラロントラニリプロール、農薬ジクロベニル、農薬ピリフルキナゾン、農薬フルアジナム、農薬フルオルイミド、農薬マラチオン、農薬マンデストロビン、動物用医薬品メロキシカム及び動物用医薬品モサプリドについて、食品中の残留基準が設定されました。

※このメールはご登録いただいたメールアドレスに自動で送信しています。
本メールにお心当たりがない場合には、第三者による誤登録、不正登録等の
可能性があります。お手数ですが当会までご連絡頂けますようお願い申し上げます。

----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----
一般財団法人　日本冷凍食品検査協会
〒105-0012　東京都港区芝大門2-4-6
TEL　03-3438-1411　FAX　03-3438-1980
◆◆バックナンバーはこちらから（過去に配信したメールマガジンです）
http://r34.smp.ne.jp/u/No/2168287/bIHxiaH7ciOD_18/back_number.html
◆◆メールマガジンの登録情報変更・配信停止はこちらから
https://area34.smp.ne.jp/area/cl/2168287/KfpXG5fhfwiD/M?S=ngmhp6li
◆◆当会の個人情報の取扱いにつきましては、当会ウェブサイトに掲載しております。
ウェブサイトのプライバシーポリシーをご覧下さい。
http://www.jffic.or.jp/privacy
◆◆当会ではお客様の個人情報を次の目的で使用させていただきます。
・当メールマガジンの発送
・E-メール等による当会からの情報提供
・お客様ニーズ把握のための顧客動向分析
----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----*----